

# 長野県公共事業評価実施要領

平成 31 年 4 月 1 日  
最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要領は、長野県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第 10 の規定により、公共事業評価に関し、必要な事項を定める。

## 新規評価

(評価対象)

第 2 新規評価の対象箇所は、新たに事業に着手しようとする箇所のうち、以下を除く箇所とする。

- (1) 災害復旧に関する箇所
- (2) 維持管理等現状の機能を確保するための箇所
- (3) 調査のみの箇所
- (4) 単年度で事業完了する箇所
- (5) その他、評価の実施が困難な箇所

2 河川事業、ダム事業については、事業着手年度から 5 年前以内に、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、新規評価の手続が行われたものとして位置付けることができる。

(実施時期)

第 3 新規評価の実施時期は、原則としておおむねの事業計画が定まった後、かつ、事業実施に向けた県の予算要求前など、評価を活用するために適切な時期までに行う。

(評価の視点)

第 4 新規評価の視点は以下のとおりとする。

- (1) 必要性
- (2) 重要性
- (3) 効率性
- (4) 緊急性
- (5) 計画の熟度

2 各部局は、前項の区分により、それぞれが所管する事業ごとに評価項目、評価区分、評価点を定める。なお、各部に共通する事業については、できる限り評価項目、評価区分、評価基準を統一する。

3 前々項の区分による評価に加え、事業に至る歴史的経緯、社会的背景、地域からの要望など、事業周辺環境等についても評価した上で、事業着手が妥当か否かを総合的に判断する。

(実施方法)

第 5 事業を所管する課（室）は、新規評価優先順位評価シート（様式 1-3）、新規評価妥当性チェックリスト（様式 1-4）を作成し、新規評価シート（様式 1-2）により評価を実施する。評価の結果は、新規評価総括表（様式 1-1）にまとめ、様式 1-2、様式 1-3 とともに、コンプライアンス・行政経営課政策評価室（以下、「政策評価室」という。）へ提出する。

2 政策評価室は、評価に係る資料をとりまとめ、公表する。

## 再評価

(評価対象)

第6 再評価の対象箇所は、以下の箇所とする。ただし、再評価を実施する年度内に完了する見込である対象箇所については、再評価の対象から除外する。

(1) 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の箇所

この場合において、「事業採択」とは「補助金の交付決定を受けた時点」（以下同様）とする。また、「一定期間」とは「5年間」とする。

なお、「未着工の箇所」とは「用地買収手続と工事のいずれにも着手していない箇所」とし、ダム事業については「補償基準が未妥結または工事に未着手の箇所」、また、土地区画整理事業及び市街地再開発事業については「権利変換等が実施されていない箇所」とする。

(2) 事業採択後又は県単独事業として予算化されてから長期間が経過している箇所

「長期間」とは「10年間」とし、一部供用されている場合を含め、継続中の箇所とする。

なお、国土交通省所管の補助事業（交付金事業を除く。）にあっては、「5年間」とし、一部供用されている場合を含め、継続中の箇所とする。

(3) 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している箇所

事業採択前の準備・計画段階で個別箇所が明確になる事業については、再評価を実施するものとする。この場合において、「準備・計画段階」とは、道路事業・街路事業については「地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業箇所を着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」、ダム事業については「実施計画調査費が予算化されてから河川整備計画に位置付けられるまでの段階」とし、「一定期間」とは「5年間」とする。

(4) 再評価実施時から一定期間が経過している箇所

再評価実施時から5年間を経過した時点で、一部供用されている場合を含め、継続中の箇所とする。

(5) その他必要と認める箇所

社会的状況の急激な変化等により、全体事業費が著しく増加する変更等が生じ、又は事業期間が長期間に及ぶことが確実な場合、再評価を実施した箇所において事業の一時休止、再開又は中止の判断が必要な場合など、再評価を実施する必要があると判断される場合には、随時再評価を実施する。

2 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義の「補助金の交付決定を受けた時点」を「都市計画の決定又は変更が行われた時点」に読み替えることができる。

3 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続が行われたものとして位置付けることができる。

(実施時期)

第7 再評価の実施時期は、以下のとおりとする。

(1) 第6(1)による事業採択後一定期間を経過した後も未着工の箇所にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

(2) 第6(2)による事業採択後長期間が経過している箇所にあつては、事業採択後10年目の

年度末までに実施する。

なお、国土交通省所管の補助事業（交付金事業を除く。）にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。

- (3) 第6(3)による事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している箇所にあつては、道路・街路事業については着工準備費、ダム事業については実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
  - (4) 第6(4)による再評価実施時から一定期間が経過している箇所にあつては、再評価実施後5年目の年度末までに実施する。
  - (5) 第6(5)による社会的状況の急激な変化等により再評価を行う箇所にあつては、事業費の増加、事業の一時休止、再開又は中止等に関わる要因の変化があつた時点で速やかに実施する。
- 2 再評価の実施を検討するため、事業を所管する課（室）は、毎年度末までに、継続中及び一時休止中の全ての箇所について、事業の進捗状況、今後の方針等について調査し、再評価確認シート（様式2-7）を政策評価室に提出する。

#### （評価の視点）

第8 再評価の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業の進捗状況
  - (2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - (3) 費用対効果分析の要因の変化
  - (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性
  - (5) 地元の意向等
- 2 前項の区分による評価とともに、必要に応じて事業内容の見直しを検討し、以下の基準により対応方針を判断する。
- (1) 継続  
事業費や事業期間の見直しを含め、現在の計画に基づき事業を継続実施することが認められる場合。
  - (2) 計画変更  
効果的・効率的な事業の執行の観点から、計画の一部を取りやめるなど、事業の実施方法、事業規模等の見直しが必要と認められる場合。
  - (3) 一時休止  
社会経済情勢の変化等に起因する問題が発生し、その問題の解消に相当の時間を要する場合。
  - (4) 中止  
事業の必要性がなくなっているか、著しく低下していると認められた場合。また、休止している事業で事業再開の目途が立たない場合。
  - (5) 再開  
一時休止中の箇所にあつて、休止前の計画に基づき事業を再開することが認められる場合。
- 3 再開の判断が必要な場合は、第4の規定による新規評価の視点についても評価を実施するものとする。

#### （実施方法）

第9 事業を所管する課（室）は、再評価該当箇所について、再評価シート（様式2-2-1）、位

置図・概要図・状況写真（様式 2-3）により評価を実施する。なお、国土交通省所管の補助事業（交付金事業を除く。）にあつて、事業採択後 5 年が経過した時点で全体事業計画に変更がない場合は、再評価シート（様式 2-2-2）により評価を実施することができる。評価の結果は、再評価対象事業総括表（様式 2-1）にまとめ、政策評価室へ提出する。

必要に応じて、費用効果分析による評価とその他の整備効果（様式 2-4）、コスト削減の取組/事業見直し内容（様式 2-5）、災害履歴の状況（様式 2-6）を作成する。

- 2 再開の判断が必要な場合は、前項の様式に加え、第 5 の規定による新規評価に係る様式により評価を実施し、その結果を政策評価室へ提出する。

## 事後評価

（評価対象）

第 10 事後評価の対象箇所は、新規評価を実施した事業から抽出した箇所とする。

（実施時期）

第 11 事後評価の実施時期は、事業完了後一定期間を経過した時点とする。

- 2 「一定期間」とは「5 年」を基本とし、事業及び箇所の性格上適当な期間とする。

（評価の視点）

第 12 事後評価の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業効果の発現状況（直接的効果、間接的効果）
- (2) 事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化
- (3) 施設の維持管理状況
- (4) 地域住民等の評価
- (5) 事業の主たる目的以外での地域社会への貢献状況

- 2 前項の区分による評価に加え、改善措置の必要性、今後の取組及び同種事業への活用と課題についても検討する。

（実施方法）

第 13 事業を所管する課（室）は、事後評価シート（様式 3-2）、事後評価説明シート（様式 3-3）により評価を実施する。評価の結果は、事後評価総括表（様式 3-1）にまとめ、様式 3-2、様式 3-3 とともに、政策評価室へ提出する。

- 2 政策評価室は、評価に係る資料をとりまとめ、公表する。

## 長野県公共事業評価委員会

（県評価委員会の組織等）

第 14 要綱第 3 の規定により設置する長野県公共事業評価委員会（以下、「県評価委員会」という。）は、次の各号により委員長、委員長代理及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、副知事をもって充てる。
- (2) 委員長代理は、総務部長をもって充てる。
- (3) 委員は、環境部長、農政部長、林務部長、建設部長、会計管理者、公営企業管理者をもって充てる。
- (4) 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

- 2 会議は、委員長が招集し、主宰する。

- 3 県評価委員会の庶務は、政策評価室において処理する。

(県評価委員会の新規評価対象箇所)

第15 県評価委員会において評価する新規評価の対象は、原則として次に該当する箇所とする。

- (1) 総事業費 10 億円以上
- (2) すべての事業種類(別記1)について、おおむね5年に1回
- (3) その他国の補助事業の実施等に必要な箇所

ただし、緊急的に着手する必要がある場合など特別な理由がある箇所については、所管部局において評価することができるものとし、その場合は、評価結果を県評価委員会に報告することとする。

## 長野県公共事業評価監視委員会

(監視委員会の事務等)

第16 要綱第6の規定により設置する長野県公共事業評価監視委員会(以下、「監視委員会」という。)は、次の各号について審議等を行う。

- (1) 県が作成した新規評価、再評価及び事後評価を実施する箇所の一覧表及び新規評価案、再評価案及び事後評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、審議対象箇所を抽出する。
  - (2) 前号で抽出された審議対象箇所の新規評価案、再評価案及び事後評価案を審議し、改善すべき点等があると認めるときは、知事に対して意見の具申を行う。
  - (3) 市町村が所管する公共事業のうち当該市町村長から審議の依頼があり、監視委員会が必要と認めたものについて審議し、必要に応じて当該市町村長に対して意見の具申を行うことができるものとする。
- 2 監視委員会の会議については、原則として公開とする。また、会議の議事録を作成し、公表する。
  - 3 監視委員会の庶務は、政策評価室において処理する。

## 附則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(長野県公共事業再評価実施要領等の廃止)

長野県公共事業再評価実施要領(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

長野県公共事業評価(新規、継続、事後)実施要領(平成26年4月1日施行)は廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(長野県公共事業再評価監視委員会設置要綱等の廃止)

長野県公共事業評価委員会設置要領(平成31年4月1日施行)は、廃止する。

長野県公共事業評価監視委員会設置要綱(平成26年4月1日施行)は、廃止する。

長野県公共事業評価監視委員会運営要領(平成10年11月24日施行)は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別記1) 事業分類表

番号	事業種類	国補・ 県単	事業名	担当部課	
				部名	課名
1	地すべり対策	国補	地すべり対策	農政部	農地整備課
			地すべり防止	林務部	森林づくり推進課
			地すべり対策	建設部	砂防課
			急傾斜地崩壊対策等	建設部	砂防課
2	農村地域の防災・減災	国補	県営農村地域防災減災	農政部	農地整備課
3	治山・砂防	国補	治山	林務部	森林づくり推進課
			砂防	建設部	砂防課
		県単	県単砂防	建設部	砂防課
4	河川の整備等	国補	河川	建設部	河川課
		県単	県単河川	建設部	河川課
5	主要な道路の整備	国補	道路改築	建設部	道路建設課
		県単	県単道路改築	建設部	道路建設課
6	補完的な道路の整備	国補	街路	建設部	都市・まちづくり課
			県代行	建設部	道路管理課
		県単	県単街路	建設部	都市・まちづくり課
7	道路付帯施設の整備	国補	雪寒対策道路	建設部	道路管理課
			無電柱化推進	建設部	道路管理課
			交通安全施設等整備	建設部	道路管理課
			沿道環境改善	建設部	道路管理課
		県単	県単交通安全施設等整備	建設部	道路管理課
8	農業基盤整備	国補	県営かんがい排水	農政部	農地整備課
			県営畑地帯総合土地改良	農政部	農地整備課
			経営体育成基盤整備	農政部	農地整備課
			県営農道整備(広域農道、一般農道)	農政部	農地整備課
			県営中山間総合整備	農政部	農地整備課
9	森林整備	国補	林道開設	林務部	信州の木活用課
10	公園の整備	国補	都市公園	建設部	都市・まちづくり課
11	市町村道整備の支援	国補	県代行	建設部	道路管理課
12	その他	国補	上記以外の事業	各部局	各課室

※国補には交付金を含む。